

平成 23 年 条例 第 20 号

湯沢町暴力団排除条例

(目的)

第 1 条 この条例は、湯沢町からの暴力団排除に関し、基本理念を定め、町及び町民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する基本的施策を定めることにより、暴力団排除を推進し、もって社会経済活動の健全な発展に寄与し、及び町民の安全で安心な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団排除 暴力団又は暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより町内の事業活動又は町民生活に生じた不当な影響を排除することをいう。

(4) 町民等 町民・町内滞在者及び事業者をいう。

(基本理念)

第 3 条 暴力団排除は、暴力団が町内の事業活動及び町民生活に不当な影響を及ぼす反社会的な団体であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、県、町及び町民等による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(町の責務)

第 4 条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県、法第 32 条の 2 第 1 項の規定により新潟県公安委員会から新潟県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者、その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体及び町民等と協力を図りながら、暴力団排除に関する施策を実施するものとする。

2 町は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、警察に対し、当該情報を提供するものとする。

(町民等の責務)

第 5 条 町民は、基本理念にのっとり、暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携及び協力を図りながら取り組むとともに、町が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）により暴力団を利することとならないようにするとともに、町が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 町民等は、基本理念にのっとり、暴力団員との関係を遮断し、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、町及び警察その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

（町の事務及び事業における措置）

第6条 町は、公共工事その他の町の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者について、町が実施する入札に参加させないことその他の暴力団排除のための必要な措置を講ずるものとする。

（町民等に対する支援）

第7条 町は、町民等が暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携及び協力を図りながら取り組むことができるよう、町民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（利益の供与等の禁止）

第8条 町民等は、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 暴力団の威力を利用すること又は利用したことの対償として金品その他の財産上の利益の供与（以下「利益の供与」という。）をすること。

(2) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資する目的での利益の供与をすること。

（青少年に対する指導等）

第9条 町は、その設置する学校等の教育機関において、その生徒が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 町民等は、青少年が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、地域、職域等において、青少年に対し、指導、助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、公布日より施行する。